

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活障害慰謝料（増額分）として、申立人夫に持病があり、また、周囲の親族からの援助を受けづらい状況において、申立人妻が乳幼児（原発事故時0歳であった長女）の世話を恒常的に行ったことを考慮して平成23年3月から平成29年3月まで月額3万円が、家族の別離が生じたことを考慮して平成23年3月から同年7月まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1および同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

【 損害項目 】

- (1) 日常生活障害慰謝料（第五次追補指針I）④（乳幼児の世話）による増額分
（期間 自 平成23年3月11日 至 平成29年3月末日）
- (2) 日常生活障害慰謝料（第五次追補指針I）⑧（家族別離）による増額分
（期間 自 平成23年3月30日 至 平成23年7月18日）

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金234万円の支払義務があることを認める。

（内訳）

- (1) 日常生活障害慰謝料（第五次追補指針I）④（乳幼児の世話）による増額分）219万円
- (2) 日常生活障害慰謝料（第五次追補指針I）⑧（家族別離）による増額分）15万円

第3 支払方法

（省略）

第4 確認条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各々1通保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年4月28日

(仲介委員 野崎 薫子)